

## 入会の際の資格要件に関する細則

### (目的)

#### 第1条

この細則は、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会（以下、「当法人」と呼ぶ。）の定款第5条及び第6条に基づき、当法人の入会資格の要件及び入会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格の要件)

#### 第2条

定款第5条に記した当法人の会員になりうる資格を有する法人とは、以下の法人のことをいう。

- (1) サステナビリティ報告書等を審査・検証する組織を日本国内に有する法人
- (2) 国内においては、サステナビリティ報告書等を審査・検証の実績を有する法人
- (3) 当法人の目的に賛同し、当法人の活動を協力して推進する意志のある法人
- (4) 会員になった日から2カ年以内に当法人の審査機関として登録する意思のある法人
- (5) (1)～(4)に準ずるものとして理事会が認めた法人

### (提出書類)

#### 第3条

会員として入会しようとする法人（以下、「当該法人」と呼ぶ）は、その旨を記載した入会申込書と伴に以下の書類を当法人に提出するものとする。

- ①会社案内（パンフレット等）
- ②登記簿謄本（写し）
- ③組織図

※サステナビリティ報告書等を審査・検証する担当部署が明記されていること。

- ④サステナビリティ報告書等の審査・検証の実績（過去3年分）
- ⑤納税証明書（法人税、消費税等）

## 附 則

- 1 第2条の4号（会員になった日から2カ年以内に当法人の審査機関として登録する意思のある法人）を満たさなかった法人については、定款第10条（除名）についての総会の決議を行うものとする。

制定：令和4年9月1日

改訂：令和5年5月1日